

一般事業主行動計画

ダイケン 株式会社

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5 年 1 月 1 日～ 令和 10 年 12 月 31 日までの 6 年間

2. 内容

目標 1： 令和 5 年 4 月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和 5 年 2 月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和 5 年 3 月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和 5 年 4 月～ ノー残業デーの実施

目標 2： 令和 5 年 6 月までに、年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 6 日以上とする。

<対策>

- 令和 5 年 2 月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和 5 年 3 月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和 5 年 4 月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始